

様式第3号（第4条関係）

特 定 農 地 貸 付 規 程

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に\_\_\_\_\_が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付けは、\_\_\_\_\_が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び\_\_\_\_\_が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類は別表のとおりとする。

（貸付条件）

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- （1）貸付期間は、\_\_年間とする。
  - （2）貸付に係る賃料は、1区画当たり年間\_\_\_\_\_円とする。
  - （3）貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年\_\_\_\_\_に支払うものとする。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- （1）建物及び工作物を設置すること。
  - （2）営利を目的として作物を栽培すること。
  - （3）貸付農地を転貸すること。

（募集の方法）

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、広報等に募集要項を掲載し一般公募をするものとする。

（申込みの方法）

第6 貸付けを受けようとする者は掲載された要件に従い、\_\_\_\_\_へ申し込むものとする。

（選考の方法）

第7 \_\_\_\_\_は、第6の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする。

- 2 借受者は申込の先着順又は抽選により決定するものとする。

3 \_\_\_\_\_は、借受者を決定した場合はその旨を決定者に通知するものとする。

（貸付農地の管理・運営等）

第8 \_\_\_\_\_は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、次の業務を行う。

- （１）貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- （２）貸付農地における作物の栽培等の指導

（貸付契約の解約等）

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- （１）借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- （２）第4の2に掲げる行為をしたとき
- （３）貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

（貸付農地の返還）

第10 借受者は、第4の1の（１）の規定による貸付け期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

（賃料の不還付）

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- （１）借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- （２）\_\_\_\_\_が正当な理由があると認めたとき

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認があった日から施行する。

[別 表]

貸付対象農地

| 番号 | 土 地 の 所 在 | 地 目 | 利用状況 | 面積（㎡） | 権利の種別 |
|----|-----------|-----|------|-------|-------|
| ①  |           |     |      |       |       |
| ②  |           |     |      |       |       |